

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月30日
【会社名】	ミサワホーム株式会社
【英訳名】	MISAWA HOMES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 磯貝 匡志
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03 (3345) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 前田 奨
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
【電話番号】	03 (3345) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務人事部長 前田 奨
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第14回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件
 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
 金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき金25円
 総額1,076,730,250円
3. 剰余金の配当がその効力を生ずる日
 平成29年6月30日（金曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）の施行に伴い、第2条（目的）に「解体工事」を追加。
2. 経営体制の一層の強化を図るため、第19条（員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、12名に変更。
3. 業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役について、期待される役割を十分発揮できるよう、また今後も社内外問わず広く適切な人材を確保できるようにするため第24条（社外取締役との責任限定契約）及び第33条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更。

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、竹中宣雄、磯貝匡志、下村秀樹、吉松英之、横田純夫、作尾徹也、庄司健吾、山科忠、後藤裕司、寺本直樹、杉野正博及び岩城正和を選任する。

第4号議案 取締役の報酬等改定の件

取締役の報酬額を役員賞与を含めた報酬として年額310百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	325,602	433	7	（注）1	可決 92.62
第2号議案	324,551	1,064	427	（注）2	可決 92.32
第3号議案				（注）3	
竹中 宣雄	316,485	9,539	7		可決 90.02
磯貝 匡志	321,158	4,866	7		可決 91.35
下村 秀樹	323,316	2,708	7		可決 91.97
吉松 英之	323,361	2,663	7		可決 91.98
横田 純夫	323,339	2,685	7		可決 91.97

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
作尾 徹也	323,356	2,668	7		可決 91.98
庄司 健吾	323,287	2,737	7		可決 91.96
山科 忠	323,286	2,738	7		可決 91.96
後藤 裕司	323,234	2,790	7		可決 91.94
寺本 直樹	323,251	2,773	7		可決 91.95
杉野 正博	323,168	2,856	7		可決 91.93
岩城 正和	324,941	1,083	7		可決 92.43
第4号議案	321,205	4,409	427	(注)1	可決 91.37

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上